

## ○印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例

(平成17年10月12日)  
条例第5号

改正 平成19年10月12日 条例第7号 |  
平成22年5月27日 条例第2号 |

### 目次

第1章 総則（第1条—第5条）	461
第2章 実施機関が保有する個人情報の保護（第6条—第31条）	461の3
第3章 救済措置（第32条—第34条）	465の3
第4章 事業者が保有する個人情報の保護（第35条—第40条）	465の4
第5章 雑則（第41条—第43条）	465の5
第6章 罰則（第44条—第47条）	465の5
附則	466

#### 第1章 総則

##### (目的)

**第1条** この条例は、印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除並びに利用及び提供の中止を請求する権利を保障するため、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される組合行政の推進に資することを目的とする。

##### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（法人その他の団体の役員としての氏名及び役職名を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。
- (2) 実施機関 管理者、監査委員及び議会をいう。
- (3) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織

的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの
  - ロ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (4) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。
- イ 専ら文章を作成するための処理
  - ロ 専ら文書又は図画の内容を記録するための処理
  - ハ 製版その他専ら印刷物を製作するための処理
  - ニ 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理
- (5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成13年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (6) 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、実施機関が保有しているものをいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報を取り扱う実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知ることができる個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、

個人情報の保護に関する組合の施策に協力する責務を有する。

(住民の責務)

第5条 住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ（緊急かつやむを得ない場合にあっては、当該個人情報取扱事務を開始した日以後、速やかに）、次の各号に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報取扱事務における収集の対象となる者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先及びその方法。この場合において、本人以外のものから個人情報を収集するときは、その理由
- (7) その他管理者が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

3 管理者は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前各項の規定は、実施機関の職員若しくは職員であった者に係る個人情報取扱事務又は専ら試験的な電子計算機処理に係る個人情報取扱事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲で、適正かつ公正な手段により

収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国若しくは県（以下「国等」という。）の機関の指示があるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 印西地区環境整備事業組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であると認めて収集するとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

(7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を収集することについて相当の理由があると認められるとき。

(8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集することが事務又は事業の遂行上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(9) 前各号に掲げるほか、審査会の意見を聴いた上で、事務又は事業の適正かつ公正な遂行を困難にするおそれがあると認められるとき、その他本人以外のものか

ら収集することについて相当の理由があると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
  - (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用する場合で、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該実施機関又は他の実施機関がその所掌事務又は事業の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
  - (7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人へ提供する場合であって、提供を受ける者が法令等の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについてやむを得ない理由があると認められ、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
  - (8) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
  - (9) 前各号に掲げるほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。
- 2 実施機関は、実施機関以外のものへ個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする。
- 3 実施機関は、通信回線その他の方法による電子計算機その他の情報機器の結合により、実施機関以外のものへ個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号の

いずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
  - (2) 前号に掲げるほか、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるとき。
- 4 実施機関は、前項第1号又は第2号の規定により個人情報を提供した場合において、当該個人情報の漏えい又は不適切な利用のおそれがあると認めるときは、関係者に対して報告又は説明を求めるとともに必要な調査を行うものとする。
- 5 実施機関は、前項の規定による報告若しくは説明又は調査により、個人情報の漏えい又は不適切な利用が行われていると認めるときは、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、個人情報の保護に関する必要な措置を講じなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急やむを得ないと認めるときは、必要な措置を講じた後、速やかにその措置内容を審査会に報告するものとする。

(正確性及び安全性の確保)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的に必要な範囲内で個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講じなければならない。
- 3 実施機関は、安全確保の措置を講ずるため、個人情報管理責任者を置く。
- 4 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託等に伴う措置)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするとき又は公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理を指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第11条 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託又は管理の業務を行うに当たって取り扱う個人情報の安全確保の措置を講じなければならない。

- 2 前項の委託又は管理の業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示請求)

第12条 何人も、この条例の定めるところにより実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示を請求（以下「開示請求」という。）することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は特別の理由があると実施機関が認めた任意代理人（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第13条 開示請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 法定代理人等が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所
- (3) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (4) その他実施機関が定める事項

- 2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は法定代理人等であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる事項を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号

に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところ又は実施機関が法令上従う義務を有する国等の機関の指示により開示することができない情報

(2) 開示請求者(第12条第2項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。第20条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

ニ 当該個人が公務員等以外の者である場合において、当該情報が実施機関の経費のうち、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報又は交際費の支出に係る情報であって、開示しても当該公務員等以外の者の権利利益を害するおそれがないと認められるものであるときは、当該情報のうち、当該公務員等以外の者の所属団体名、所属名、役職名及び氏名

(3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次

に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの

(5) 開示することにより、人の生命、健康、生活、財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人との間における協議、協力等により作成し、又は取得した情報であって、開示することによりこれらのものとの協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(7) 組合並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(8) 組合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合、国又は他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 組合、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(9) 法定代理人等による開示請求がなされた場合であって、開示することが本人の利益に反すると認められる情報

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の個人情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(裁量的開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報（第14条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び実施機関が別に定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通

知しなければならない。

3 実施機関は、前各項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは開示請求者に対し、前各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る個人情報が、当該個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を開示できるようになることが明らかであるときは、その時期を第1項及び第2項に規定する書面に記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第19条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該期間を延長する理由及び当該決定を行うことができる期日を書面により開示請求者に通知しなければならない。

3 開示請求に係る個人情報が大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第20条 開示請求に係る個人情報に組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、

地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第18条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって当該第三者に関する情報が第14条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第16条の規定により開示するとき。

3 実施機関は、前各項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に14日以上を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施等）

第21条 個人情報の開示は、個人情報が記録されている公文書が文書又は図画にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあってはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により行う。

2 個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受けるときに、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は法定代理人等であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書を直接開示することにより、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

- 4 個人情報の開示は、実施機関が第18条第1項の規定による書面により指定する日時及び場所において行う。
- 5 実施機関は、開示決定を受けた者から開示決定に係る個人情報が記録されている公文書の写しの送付を求める旨の申出があった場合は、当該公文書の写しを送付するものとする。  
(手数料等)

第22条 個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 個人情報が記録されている公文書の写しの交付又は送付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。
- 3 個人情報が記録されている公文書の写しの送付を受けようとするものは、あらかじめ管理者に前項の費用を納付しなければならない。  
(開示請求及び開示の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた個人情報に関しては、第13条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、当該開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定をしないで、直ちに開示するものとする。この場合において、開示は、第21条第1項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により行うものとする。
- 3 第13条第2項の規定は、第1項の規定による口頭による開示請求について準用する。  
(訂正請求)

第24条 何人も、開示決定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

- 2 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。  
(訂正請求の手続)

第25条 訂正請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 法定代理人等が訂正請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所

- (3) 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
  - (4) 訂正を求める内容
  - (5) その他実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを明らかにする書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第13条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。  
(訂正請求に対する決定等)

- 第26条 実施機関は、訂正請求があった日から30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定をしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第13条第3項の規定により補正を求めた場合であっても、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに訂正請求に係る個人情報について適正と認める方法により訂正をした上、当該訂正の内容を前項の書面に記載しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。
- 5 第19条第2項及び第3項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。  
(削除請求)

- 第27条 何人も、自己の個人情報が第7条の規定に違反した取扱いを受けていると認めるときは、実施機関に対し、その削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。
- 2 第12条第2項の規定は、削除請求について準用する。  
(削除請求の手続等)

- 第28条 第25条及び第26条の規定は、削除請求の手続及び削除請求に対する決定等について準用する。  
(中止請求)

- 第29条 何人も、実施機関が自己の個人情報を第8条の規定に違反して利用し、又は

提供していると認めるときは、実施機関に対し、その利用又は提供の中止の請求（以下「中止請求」という。）をすることができる。

2 第12条第2項の規定は、中止請求について準用する。

（中止請求の手続等）

第30条 第25条及び第26条の規定は、中止請求の手続及び中止請求に対する決定等について準用する。

（苦情の処理）

第31条 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

### 第3章 救済措置

（不服申立てがあった場合の手続）

第32条 実施期間による第18条又は第26条第1項（第28条及び第30条において準用する場合を含む。）の決定（以下「開示又は訂正等の決定」という。）について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問をして、当該不服申立てについて決定を行うものとする。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
  - (2) 不服申立てに対する決定で、不服申立てに係る開示又は訂正等の決定（開示請求に係る公文書に記録されている個人情報の全部を開示する旨の決定並びに訂正請求、削除請求及び中止請求のすべてを容認する旨の決定を除く。以下この号及び第34条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る請求を容認することとするとき。ただし、開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 前項の実施機関は、審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第33条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、第24条の規定により訂正請求をした者、第27条の規定により削除

請求をした者又は第29条の規定により中止請求をした者（これらの者が不服申立人及び参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第34条 第20条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する不服申立てに対する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第4章 事業者が保有する個人情報の保護

（事業者の自主的対応のための指導助言）

第35条 管理者は、事業者が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

（説明又は資料の提出の要求）

第36条 管理者は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適当である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

（是正の勧告）

第37条 管理者は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

（事実の公表）

第38条 実管理者は、事業者が第36条の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同条の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき又は前条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、管理者は、あらかじめ、当該事業者に対し意見の聴取を行うとともに、審査会の意見を聴かなければならない。

(苦情相談の処理)

第39条 実管理者は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(国等との協力)

第40条 実管理者は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

第5章 雑則

(適用除外)

第41条 この条例は、法令等（印西地区環境整備事業組合情報公開条例（平成17年条例第4号）を除く。）の規定により、自己の個人情報の開示、訂正、削除又は利用若しくは提供の中止を求めるときは、その定めるところによる。

2 この条例は、管内図書館その他一般に利用することができる施設において閲覧させ、視聴させ又は貸し出すことができるとされているものについては、適用しない。

3 この条例は、統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計に係る個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査に係る個人情報並びに統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）に係る個人情報については、適用しない。

(運用状況の公表)

第42条 管理者は、毎年1回、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第43条 この条例の施行に関し実施機関が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は、実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は、管理者が定める。

第6章 罰則

第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第1項の委託若しくは管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個

人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第45条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報であって公文書に記録されているものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第46条** 実施機関の職員又は指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第47条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第6章の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月12日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年5月27日条例第2号)

この条例は、平成22年6月1日から施行する。